

（ 仮 称 ） 八 木 沢 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書

補 足 説 明 資 料

平成 31 年 3 月

日立サステナブルエナジー株式会社

風力部会 補足説明資料 目次

1. 土壌図について【鈴木顧問】【方法書 p. 36～37】	1
2. 土壌図の凡例について【鈴木顧問】【方法書 p. 38】	2
3. 「典型地形」「すぐれた自然」の解釈について【鈴木顧問】【方法書 p. 38】	3
4. 土壌図及び表層地質図の凡例について【鈴木顧問】【方法書 p. 38】	4
5. 植物相の概要について【鈴木顧問】【方法書 p. 83～】	4
6. 植生自然度について【鈴木顧問】【方法書 p. 90】	5
7. 植生自然度について【鈴木顧問】【方法書 p. 90】	6
8. 植生区分に関する記載について【鈴木顧問】【方法書 p. 107】	6
9. 生態系の概要の本文について【鈴木顧問】【方法書 p. 109】	7
10. 専門家等へのヒアリング結果【鈴木顧問】【方法書 p. 214】	7
11. ページ番号について【河野部会長】【方法書 p. 258～262】	7
12. 住宅との離隔距離について【河野部会長】【方法書 p. 269】	7
13. 風車の影の現地調査について【河野部会長】【方法書 p. 275】	7
14. 凡例について【河野部会長】【方法書 p. 291】	8
15. 生態系 予測フロー図について【河野部会長】【方法書 p. 306～307】	8
16. クマタカの行動圏の変化について【河野部会長】【方法書 p. 301】	8
17. タヌキの餌種調査について【河野部会長】	8
18. 集水域図について【清野顧問】【方法書 p. 273, 292, 293】	9
19. 沢域の保全への配慮【清野顧問】【方法書 p. 293】	9
20. 水質調査地点について【清野顧問】【方法書 p. 273】	10
21. 食物連鎖図について【川路顧問】【方法書 p. 110】	11
22. ニホンオオカミの生息環境について【川路顧問】【方法書 p. 194】	12
23. 哺乳類の捕獲調査について【川路顧問】【方法書 p. 280】	12
24. コウモリ音声モニタリング調査について【川路顧問】【方法書 p. 280】	12
25. 鳥類テリトリーマッピングの調査内容について①【川路顧問】【方法書 p. 280】	13
26. 鳥類テリトリーマッピングの調査内容について②【川路顧問】【方法書 p. 280】	14
【説明済み資料】	
27. 風力発電機の諸元と騒音のパワーレベルについて（非公開）	15
28. 大気環境（騒音及び超低周波音、振動）の調査位置（非公開）【方法書 p. 269】	15
29. 騒音の調査地点の状況について（非公開）【方法書 p. 269】	19
30. 水の濁りの調査地点及び集水域について【方法書 p. 273】	23
31. 渡り鳥調査地点からの可視範囲について	25

1. 土壤図について【鈴木顧問】【方法書p. 36～37】

第3. 1-14図 土壤図について、2枚の異なる図幅を併せていますが、それぞれの図幅の内容的違いが大きく、接点が一致していない。左側では土壤統も異なっているので、納得の行く説明を加えてください。

また、単に既存の土壤図を示すだけでなく、それぞれの土壤型の分布の特徴、例えば地形や表層地質、あるいは植生との関係など発電機設置予定地の土壤についても触れた方が良いでしょう。

（事業者の見解）

土壤図については、本図郭を1枚で把握可能な資料が存在しないため、[原町・大甕]及び[相馬・中村]の土地分類基本調査土壤図を重ね合わせて作成しております。それぞれ最新の資料が出た時期が、[原町・大甕]については平成3年、[相馬・中村]については平成2年であり、同時期の資料ではないこと等が、ご指摘の差異につながっているのではないかと考えております。

また、準備書においては発電機設置予定地の土壤に関しても、図書に記載を加えることを検討いたします。

（鈴木顧問追加意見）

Q. 1については、作成年度の違いというよりも、おそらくそれぞれの図幅で担当者が異なり、境界線部のすり合わせが行われていないために生じたものと思われます。植生図でも時々見られる現象です。原因が分からないのであれば、引用した図幅により異なっていることを明記しておけばよいと思います。

（事業者の見解）

準備書においては、引用した図幅により異なっている旨を明記いたします。

2. 土壤図の凡例について【鈴木顧問】【方法書p. 38】

土壤図凡例の「一般斜面」と「急斜面」あるいは「緩斜面」の違いは何か。

（事業者の見解）

「地形調査作業規程準則」（昭和 29 年総理府令第 50 号）によると、次のように分類されております。

山頂緩斜面	急斜面により囲まれた山頂部の小起伏面又は緩傾斜面
山腹緩斜面	山腹に付着する階状の緩斜面
山麓緩斜面	浸食作用によって生じた山麓部の緩斜面及び火山地における溶岩又は火山岩屑の堆積による山麓部の緩斜面
急斜面	山地丘陵地における前三分類以外の斜面

「土地分類基本調査 [原町・大甕]「簿冊」」（国土交通省 HP）によると、「一般斜面」とは、「起伏地に必然的に存在する無数の斜面のうち、とくに緩斜面ならびに急斜面に含まれない斜面をすべて一般斜面とする。」とあります。

（鈴木顧問追加意見）

Q. 2で、私も少し調べてみましたが、緩斜面、急斜面という語は一般語として扱われているようで、ご提示いただいた文献を含め、専門用語として解説されたものは見当たりませんでした。

ご回答の内容で了解いたしました。適当な資料が見つかりましたら引用していただければと思います。

（事業者の見解）

「建設技術者のための地形図読図入門 第 1 巻 読図の基礎」（鈴木隆介 著、1997 年出版）の p. 119 によれば、傾斜による単位地表面については、20 度未満が緩斜面、20～35 度が急斜面、35 度以上が極急斜面に区分されていますが、隣接する斜面との相対的緩急や傾斜の変化の仕方がより重要な場合が多いことから、傾斜角による斜面の分類名称がかなり曖昧に使用されているとありました。準備書以降の図書においては、上記の資料等を引用し、説明を追記いたします。

3. 「典型地形」「すぐれた自然」の解釈について【鈴木顧問】【方法書p. 38】

「典型地形」、「すぐれた自然」とはどのようなものを指すのか、具体的に説明してください。

（事業者の見解）

「典型地形」とは、「日本の典型地形について」（国土地理院HP）によると、日本の多様な地形を成因別に194の地形項目に分け、それぞれの地形項目の特徴を有する代表的な地形について整理したものです。

「すぐれた自然」とは、「自然環境保全調査報告書（第1回緑の国勢調査）（昭和51年）」（環境省HP）によると、「特異性、稀少性、原産性、歴史性等の観点より全国のすぐれた自然の確認を行ったものである。次の5つの項目を調査対象とし、各都道府県で専門学識経験者よりなる調査委員会を組織し、既存資料の収集、学術性等の評価を行なった。」とあり、地形、地質、自然現象の項目については、すぐれた、または特異な地形、地質、自然現象を調べ、特に次のものに重点を置き調査されております。

（ア）点または線的分布をするものについては、模式的、記念物的意味をもつ岩石、鉱物、化石などの露頭、典型的な地形種類（小地形）、火山現象、水文、気象、海象現象で、限られた分布をするものであること。

（イ）面的分布をするものについては、（ア）のうち大規模なもの、および地形地質、自然現象などのさまざまな要素の組合せにより、地球科学的意味を持った景観を構成するものであること。

4. 土壌図及び表層地質図の凡例について【鈴木顧問】【方法書p. 38】

第3. 1-15図 地形分類図と第3. 1-17図 表層地質図は、土壌図同様図幅により凡例が異なっているため、納得の行く説明を加えてください。

（事業者の見解）

地形分類図及び表層地質図についても、土壌図と同様に本図郭を1枚で把握可能な資料が存在しないため、[原町・大甕]及び[相馬・中村]の土地分類基本調査土壌図を重ね合わせて作成しております。それぞれ最新の資料が出た時期が、[原町・大甕]については平成3年、[相馬・中村]については平成2年であり、同時期の資料ではないこと等が、ご指摘の差異につながっているのではないかと考えております。

（鈴木顧問追加意見）

Q. 4については、作成年度の違いというよりも、おそらくそれぞれの図幅で担当者が異なり、境界線部のすり合わせが行われていないために生じたものと思われます。植生図でも時々見られる現象です。原因が分からないのであれば、引用した図幅により異なっていることを明記しておけばよいと思います。

（事業者の見解）

準備書においては、引用した図幅により異なっている旨を明記いたします。

5. 植物相の概要について【鈴木顧問】【方法書p. 83～】

「情報整備モデル地区環境情報」から確認されたとして第3. 1-31図に9種が示されているが、これらの種がどのような意味を持つのか本文中にも説明がないため、ここにあげた理由が分かりません。

（事業者の見解）

本事業の周辺では、情報整備モデル事業が実施されており、「環境アセスメントデータベースEADAS」においてモデル事業における調査で確認された種の情報を入手することが出来ます。

そのため文献その他の資料の一つとして、モデル事業で確認された種を確認種として取り込みました。

「環境アセスメントデータベースEADAS」では、モデル事業における調査で確認された種（638種）のうち重要種（9種）をメッシュとして整理し公開しています。

文献情報として確認できる情報であったため、メッシュとして公開されている重要種（9種）を第3. 1-31図にて掲載いたしました。

6. 植生自然度について【鈴木顧問】【方法書p. 90】

第3. 1-30表 植生自然度の概要の植生自然度4の植生区分に「伐採群落」とありますが、「伐跡群落」の間違いです。また、植生自然度区分のそれぞれのランクについての説明を示さないと、p. 90の植生自然度図で「8および10が確認されなかった」の注釈の意味が分からない。

（事業者の見解）

「伐採群落」につきましては「伐跡群落」に修正いたします。

準備書以降の図書におきましては、自然度内の内訳のみではなく下記に示す植生自然度区分の定義についても追記するようにいたします。

植生自然度の定義

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区。
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区。
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地域。
7	クリーミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区。
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地。
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原。
4	シバ群落等の背丈の低い草原。
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地。
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地。
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区。

7. 植生自然度について【鈴木顧問】【方法書p. 90】

植生図の対象事業区域内には「伐跡群落」が多く見られますが、この植生図は40年～20年前のデータをもとにしたものですので、当時の「伐跡群落」は二次遷移が進んで植生がかなり回復しているはずです。

また、植生自然度についても同様に、植生回復が進みより発達した二次林が植生自然度8にランクされるものもあるかもしれません。

Google Earth等の空中写真でも確認すると広葉樹林になっているようです。既成の資料は単純に引用するのではなく、現在の状況を知る手立てとして利用し、必要に応じて現地確認するなど現状把握に努めてください。

上記に関しては、p. 102の現地調査と対象事業実施区域の植生図で確認できました。精査によって植生自然度8のものがあるかもしれませんので、準備書段階では現地植生調査による詳細な調査を行ってください。また、その植生図では調査範囲外ギリギリではありますが、右下の調査範囲にスズタケブナ群落があり、自然林と思われますのでその旨も加えた説明もお願いします。

（事業者の見解）

本事業につきましては、ご指摘のとおり植生図が古いものであったことより、簡易ではありますが植生調査及び航空写真の判読を行い植生判読素図の作成を行いました。ご指摘のとおり遷移が進み森林環境となっている場所も確認されております。現地調査の際は、より詳細な調査を行い現地の確認に努めます。

スズタケブナ群落につきましては、p. 102に記載のとおり自然度9として分類しております。自然林と考えられる旨を追記いたします。

8. 植生区分に関する記載について【鈴木顧問】【方法書p. 107】

②現地調査の環境類型区分は、対象事業実施区域のものであることを、本文中および第3.1-37表に加えてください。また同表の植生区分「スズタケブナ群落」の備考が「スズタケブナ群落」となっているが、植生区分と備考が同じ内容では備考の意味がないので、適切に説明してください。

（事業者の見解）

②現地調査の環境類型区分が対象事業実施区域のものであることを追記いたします。

備考につきましては「新田川溪谷の斜面に分布し、主としてイヌブナ、ブナが優占する。岩角地ではアカマツ、急傾斜地ではアカシデ、イヌシデ等のシデ類、沢筋や溪畔ではサワグルミ、ケヤキなどが多い。」に修正いたします。

9. 生態系の概要の本文について【鈴木顧問】【方法書p. 109】

植生についての記述は、第2～5回の環境省植生図の凡例名になっているが、空中写真判読による植生判読素図を作成しているのだから、その凡例の群落名を反映した方が良いのではないか。それに従えば、食物連鎖図の「コナラ群落」は「クリーミズナラ群落」になる。

(事業者の見解)

ご指摘のとおり群落名を修正いたします。

10. 専門家等へのヒアリング結果【鈴木顧問】【方法書p. 214】

この専門家の指摘は重要と思われるので、現地調査に十分反映していただきたい。

(事業者の見解)

現地調査の際は対象事業実施区域の南側について留意して調査を実施いたします。

11. ページ番号について【河野部会長】【方法書p. 258～262】

章別のページ番号を確認ください。

(事業者の見解)

ご指摘箇所の章別のページ番号について誤記載がございました。申し訳ございません。

12. 住宅との離隔距離について【河野部会長】【方法書p. 269】

4号機の左側にある住宅との離隔距離は？

(事業者の見解)

4号機の左側にある住宅との離隔距離は約530mとなっております。

13. 風車の影の現地調査について【河野部会長】【方法書p. 275】

現地調査は年1回としているが、調査項目が明確ではない。計算結果が算出された際に、指針値を超えている場合の検討事項としての風車側に樹林があるのか、窓があるのか、等具体的な状況をできるだけ事前に把握しておいたほうが良いと考えます。

(事業者の見解)

調査項目としては住宅等の分布状況の把握、及び住宅等の周辺の遮蔽物の状況の把握になります。指針値を超えている場合の検討事項として、風力発電機設置予定位置方向の遮蔽物となる建造物や植栽、樹林等の状況及び窓の配置等をできるだけ把握するよう努めます。

14. 凡例について【河野部会長】【方法書p. 291】

凡例の記番と図中の記番が異なっています。

(事業者の見解)

図中の記号が正しくなります。方法書以降の図書につきまして正しく修正いたします。

15. 生態系 予測フロー図について【河野部会長】【方法書p. 306～307】

生態系 予測フロー図を見ると、調査結果に基づいて計算結果は算出できますが、定量性であるとか結果の再現性はどのように担保、検証する予定でしょうか？

(事業者の見解)

今回は餌種にかかる調査は、実際に痕跡を採取し、DNA 分析を行うことで特定していく予定であり、現地で利用している餌種を明らかにできると考えます。サンプルは採取できる数にもよりますが、様々な場所で複数サンプル採取するなどし、再現性を担保できるよう努めてまいります。

16. クマタカの行動圏の変化について【河野部会長】【方法書p. 301】

クマタカの行動圏の変化はどのように予測・評価する予定でしょうか。

(事業者の見解)

最新の文献を参照し、現地調査結果を踏まえて、行動圏が変化する可能性を考察したいと考えております。また、福島県の審査会等でも指摘がありましたが、もし仮に風車位置から 300～500m の範囲において利用頻度が低下し、行動圏が外側に広がった場合でも、餌場として利用可能な環境が確保されるかといった観点からも考察を加えたいと考えております。

17. タヌキの餌種調査について【河野部会長】

タヌキの餌種調査は尾根筋の調査点が少ないが？

(事業者の見解)

タヌキの餌種調査については、糞を DNA 分析することで、餌種を特定していく方針です。方法書にも調査地点を示していませんが、調査範囲を踏査し生息状況を把握するとともに、糞を回収していく考えです。

18. 集水域図について【清野顧問】【方法書p. 273, 292, 293】

今後の変更があり得るとは言え方法書に風車予定位置、魚類調査位置図292pと底生動物調査位置図293pに新設する道路位置、補足資料に水質調査点の集水域図を示されたのは適切です。なお、集水域図も水質調査位置の設定根拠として方法書本体に記載する方がより適切と考えます。

（事業者の見解）

ご指摘ありがとうございます。今後参考にさせていただきます。

19. 沢域の保全への配慮【清野顧問】【方法書p. 293】

沢を経て沈砂池排水が本流に流入する可能性があり、また沢にはサンショウウオ類など貴重な生物群が生息する可能性があるので、工事実施に当たり事業実施区域内および周辺域の沢の位置を把握され、それらの保全についてご配慮ください。293p底生動物定点W08、W09以外に現時点で把握されている沢があればそれらを図示してください。

（事業者の見解）

対象事業実施区域内および周囲の沢の位置の把握に努め、沈砂池排水が極力、沢・本流へ流入しないよう配慮してまいります。

なお、現時点で W08、W09 以外に把握している沢はありません。

20. 水質調査地点について【清野顧問】【方法書p.273】

濁水の流入が想定される河川の上流域、特に風車設置予定点に近い新田川の支川への水質調査点設置についてご検討ください。

（事業者の見解）

ご指摘のとおり、新田川の上流地点にて調査地点を設置すべきと考え、現地に詳しい地元の方にもご同行いただいた上で現地踏査を実施しましたが、道が整備されておらず車両でのアクセスが不可能でした。

（清野顧問追加意見）

No. 20について安全優先ですが魚類調査点W07には入れませんか？

（事業者の見解）

方法書届出時は車両でのアクセスが可能か否かという観点から、魚類調査点 W07 を水質調査地点としては選定しておりませんでした。

なお、魚類調査点 W07 について、2018 年 10 月末の現地踏査時に下記の倒木及び土砂崩壊等によって徒歩によるアクセスも困難な状況となっておりましたので、他のアクセス可能ルートを探すなど代替策を検討いたします。検討にあたって、新田川上流部への車両アクセス可能ルートが判明した場合には、当該地点を水質調査地点としても追加いたします。



倒木の様子



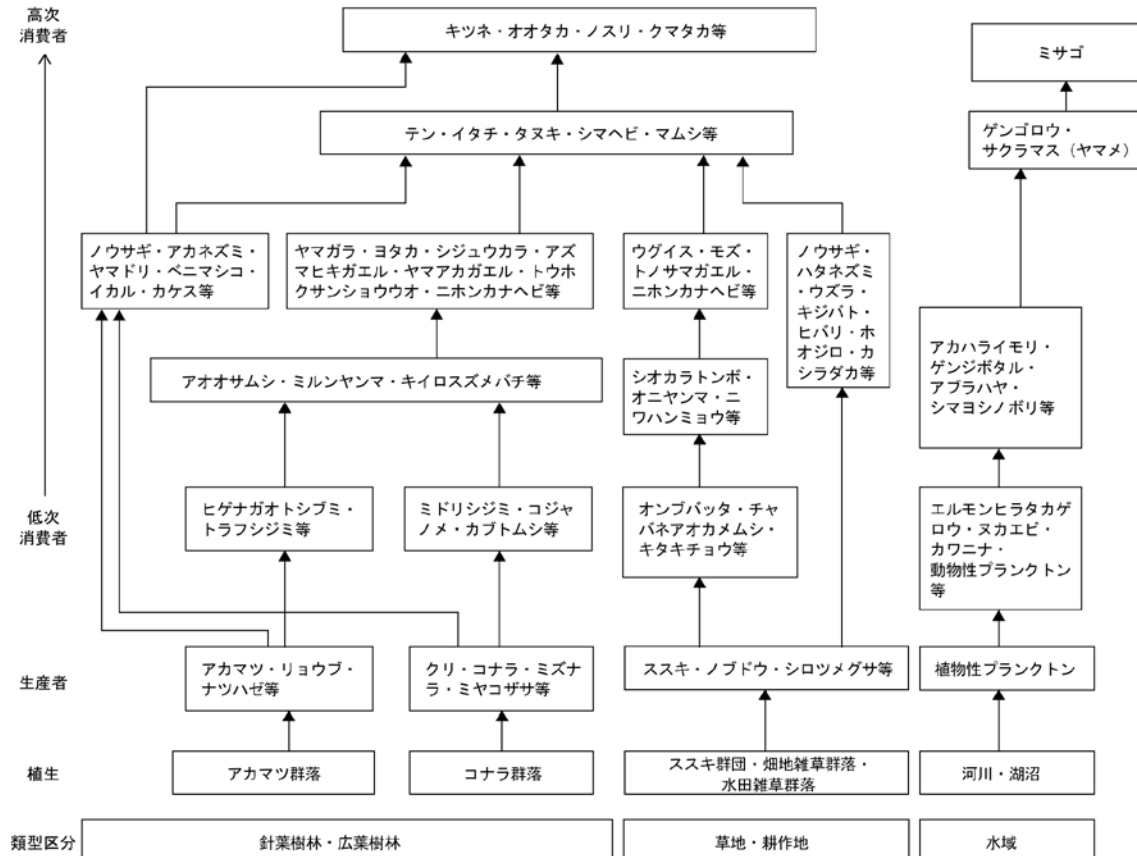
土砂崩壊の様子

2 1. 食物連鎖図について【川路顧問】【方法書p. 110】

生態系食物連鎖図で、「ゲンゴロウ、サクラマス」からの矢印（捕食者）で、「ハヤブサ」が含まれていますが、当該種の食性でそのような報告がありますか？ また、カワネズミを高次消費者とするのには少し抵抗があります。

（事業者の見解）

ご指摘を踏まえ下記のとおり修正いたします。



2 2. ニホンオオカミの生息環境について【川路顧問】【方法書p. 194】

配慮書段階の部分ですが、「ニホンオオカミ」の生息環境の記述に「中通りの奥羽山系に生息が確認されている」とあります。あたかもまだ絶滅していないような書きぶりですが、最近でも目撃例があるのですか？

（事業者の見解）

主な生息環境を示す目的として確認されていた当時の情報を記載しておりました。

「レッドデータブックふくしまⅡー福島県の絶滅のおそれのある野生生物（淡水魚類/両生・爬虫類/哺乳類）ー」（福島県生活環境部環境共生領域 自然保護グループ、平成 14 年）において、過去 50 年前後の間に信頼できる情報が無いとされているため「中通りの奥羽山脈に生息が確認されていた」と修正いたします。

2 3. 哺乳類の捕獲調査について【川路顧問】【方法書p. 280】

哺乳類の捕獲調査の内容で、「種の判定根拠となるよう、」という表現は必要ですか？ 最終的に判定するのはどこで行うのですか？ 捕獲した時点で種を判定しているのではないのですか？

（事業者の見解）

部位（頭胴長、尾長等）を計測することにより種の判定を行う場合もあるため、該当部分につきましては、「種の判定根拠となる部位の計測を行って、」と修正いたします。

2 4. コウモリ音声モニタリング調査について【川路顧問】【方法書p. 280】

コウモリ音声モニタリング調査の内容で、風況鉄塔に設置するバットディテクターの高度は書いてありますので、樹高棒でのマイク設置高さについても書いておくといいでしょう。

（事業者の見解）

樹高棒のマイク設置高さにつきましては、約 15m（林冠にマイクが出るよう設置）を予定しております。設置高さにつきましては、本文中に追記いたします。

25. 鳥類テリトリーマッピングの調査内容について①【川路顧問】【方法書p. 280】

鳥類テリトリーマッピングの調査内容ですが、「風車設置予定位置を中心とした地点及び、風車からやや離れた地点になるよう設定した」とあります。p. 283の設置根拠にも単に植生の特徴だけでなく、そのような記述があった方がいいと思います。具体的には、p. 289の図を見ればわかりますが。

(事業者の見解)

設定根拠にてご指摘の内容が判断できるよう下記のように追記いたします。

第 6.2-2 表 (23) 鳥類調査地点設定根拠 (テリトリーマッピング法)

調査項目	調査地点	環境 (植生)	設定根拠
テリトリーマッピング法	TM01	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置よりやや離れた環境における鳥類相を把握するために設定した。
	TM02	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置における鳥類相を把握するために設定した。
	TM03	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置における鳥類相を把握するために設定した。
	TM04	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置よりやや離れた環境における鳥類相を把握するために設定した。
	TM05	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置における鳥類相を把握するために設定した。
	TM06	クリーミズナラ群落、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置よりやや離れた環境における鳥類相を把握するために設定した。
	TM07	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置における鳥類相を把握するために設定した。
	TM08	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置よりやや離れた環境における鳥類相を把握するために設定した。
	TM09	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林、伐採跡地群落	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林、伐採跡地群落及び風力発電機設置予定位置よりやや離れた環境における鳥類相を把握するために設定した。
	TM10	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林、伐採跡地群落	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林、伐採跡地群落及び風力発電機設置予定位置における鳥類相を把握するために設定した。
	TM11	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ群落 (二次林)、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置における鳥類相を把握するために設定した。
	TM12	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林	クリーミズナラ群落、アカマツ植林、スギ植林、ヒノキ植林及び風力発電機設置予定位置より離れた環境における鳥類相を把握するために設定した。

注：1. 環境 (植生) については第 3.1-34 図の植生判読素図に該当する。

2. 調査地点は第 6.2-3 図 (3) に示す。

26. 鳥類テリトリーマッピングの調査内容について②【川路顧問】【方法書p. 280】

鳥類のテリトリーマッピングは複数回踏査して行うとしていますが、時期（繁殖ステージ）によってテリトリーは変化すること、テリトリーの面積が大きいもの、テリトリー自体がはっきりしない鳥も多いことなどをじゅうぶん考慮して調査を進めるようにしてください。時間をかけない粗雑なテリトリーマッピングはかえって利用価値が低いものになりかねません。

（事業者の見解）

現地調査の際にはご指摘の内容に留意し調査を実施いたします。

【説明済み資料】

27. 風力発電機の諸元と騒音のパワーレベルについて（非公開）

設置可能性のある全ての風力発電機について、騒音パワーレベルを記載してください。

【対象事業の基本情報】

（事業者の見解）

※現時点で風力発電機の機種が未定であるため非公開。

28. 大気環境（騒音及び超低周波音、振動）の調査位置（非公開）【方法書p.269】

大気環境（大気質、騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について、民家・道路・測定場所の関係がわかる大縮尺の図（500分の1～2500分の1程度）を記載してください。

【チェックリスト（方法書）No.23】

（事業者の見解）

大気環境（騒音及び超低周波音、振動）の調査位置を図1、図2及び図3に示します。

※個人情報を含むため、非公開。

(非公開)

図 1 一般 1（騒音及び超低周波音）及び沿道 1（騒音及び振動）の調査地点

(非公開)

図 2 一般 2（騒音及び超低周波音）及び沿道 2（騒音及び振動）の調査地点

(非公開)

図 3 一般 3 (騒音及び超低周波音)

29. 騒音の調査地点の状況について（非公開）【方法書p. 269】

騒音の調査地点の状況（写真等）が把握できるものとなっているか。

【チェックリスト（方法書）No. 32】

（事業者の見解）

騒音の調査地点を図 4、図 5 及び図 6 に示します。

※個人情報を含むため、非公開。

(非公開)

図 4 一般 1（騒音及び超低周波音）及び沿道 1（騒音及び振動）の状況

(非公開)

図 5 一般 2 (騒音及び超低周波音) 及び沿道 2 (騒音及び振動) の状況

(非公開)

図 6 一般 3（騒音及び超低周波音）の状況

30. 水の濁りの調査地点及び集水域について【方法書p. 273】

水の濁りの調査地点及び集水域について、図示してください。

【チェックリスト（方法書）No. 37】

（事業者の見解）

水質調査地点及び集水域を図 7 に示します。

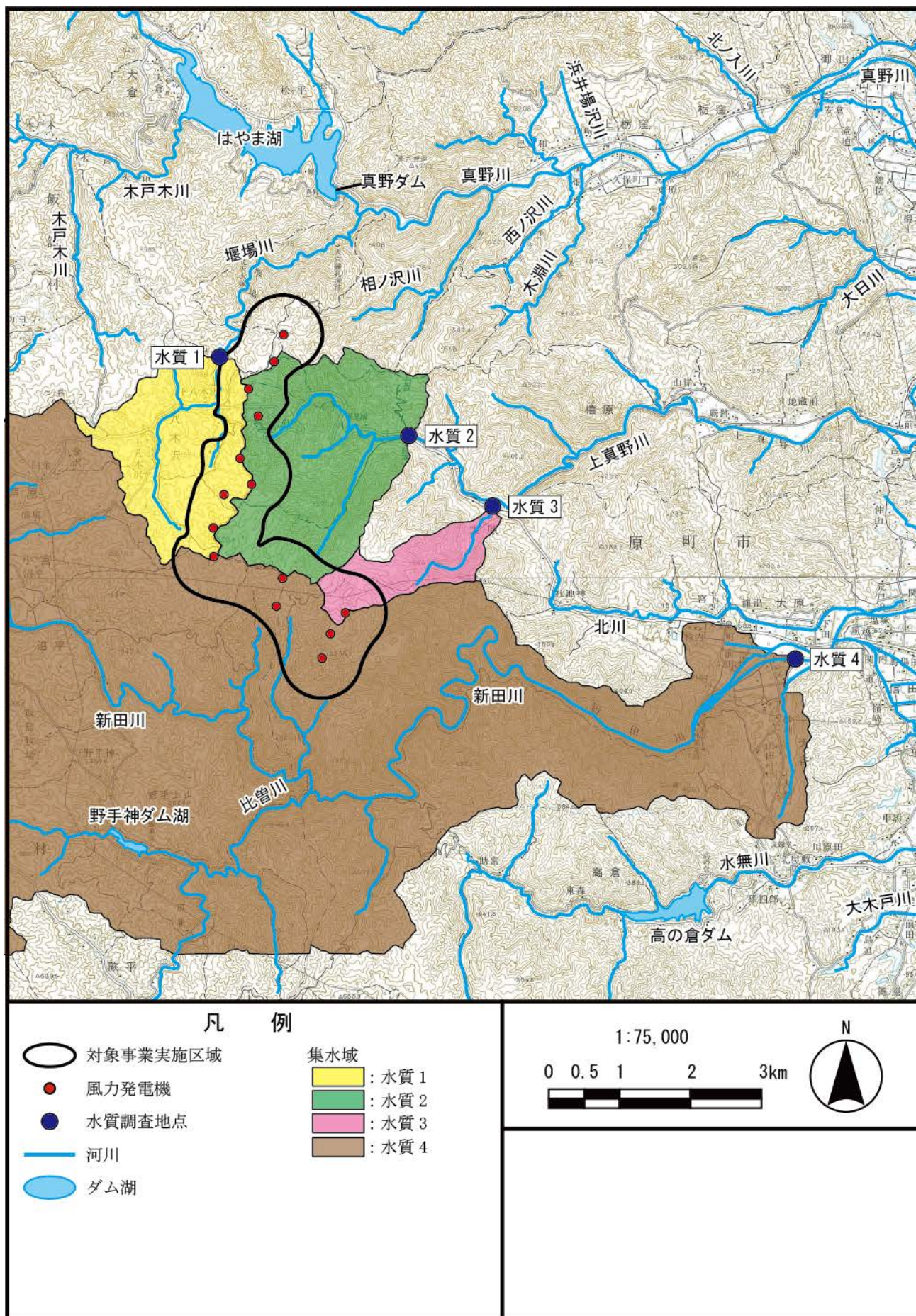


図 7 水質調査地点及び集水域

3 1. 渡り鳥調査地点からの可視範囲について

渡り鳥調査地点からの可視範囲を示してください。

【チェックリスト（方法書）No. 56】

（事業者の見解）

渡り鳥調査地点からの可視範囲を図 8 に示します。

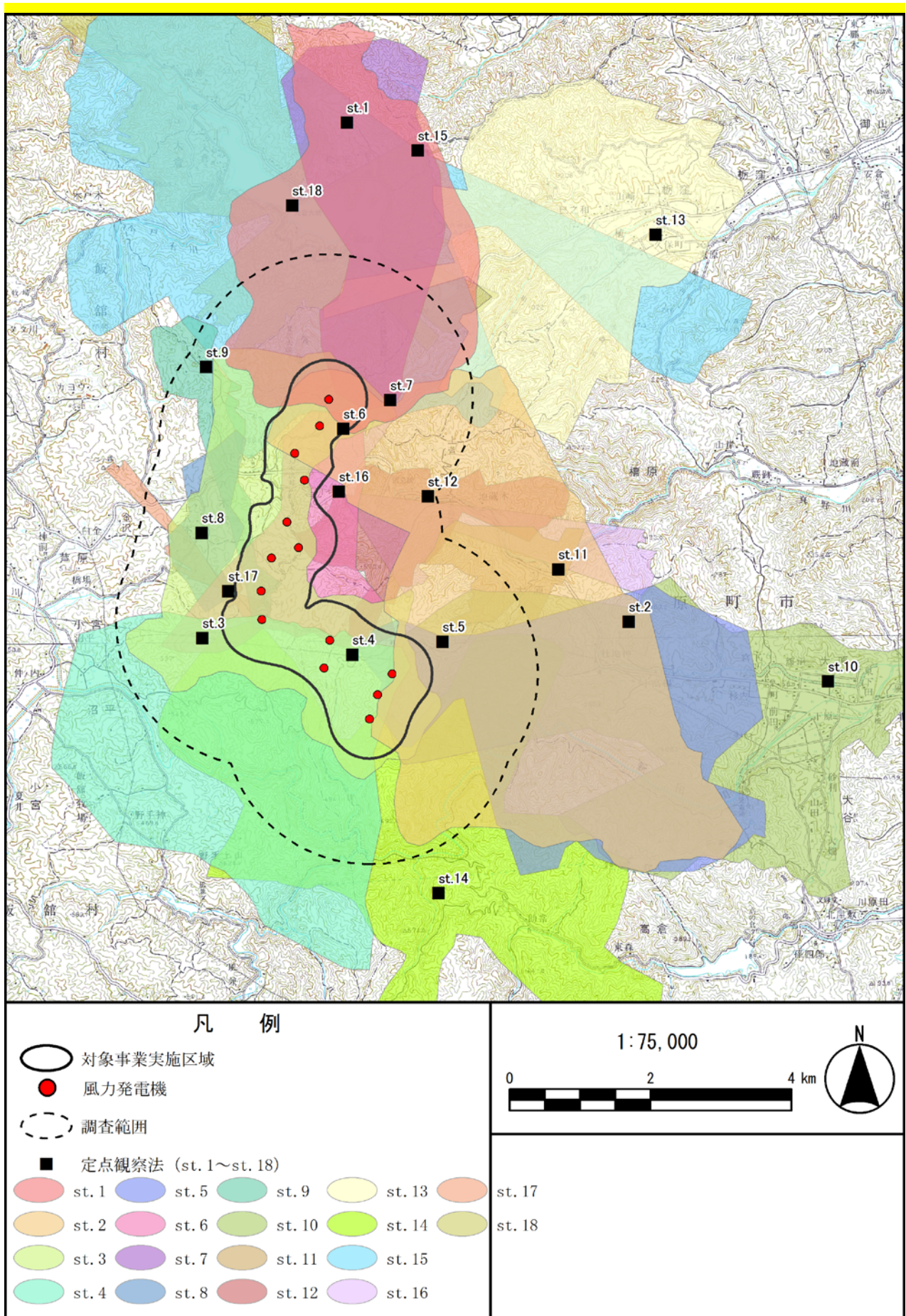


図 8 渡り鳥調査地点からの可視範囲